

防府市文化施設指定候補者選定委員会設置要綱

平成22年7月2日制定

(設置)

第1条 防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年防府市条例第27号）第4条及び第5条に規定する指定候補者（以下「指定候補者」という。）の選定等について公正かつ適正な執行を確保するため、防府市文化施設指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防府市公会堂、防府市地域交流センター及び山頭火ふるさと館（以下「防府市文化施設」という。）の指定候補者の選定に關すること。
- (2) 防府市文化施設の指定管理者の指定取消し及び管理業務の停止に關すること。
- (3) その他必要な事項に關すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 文化スポーツ観光交流部長、教育部長
- (2) 学識経験者2名
- (3) 防府商工会議所1名
- (4) 市民活動団体1名

(委員の除斥)

第4条 委員は、委員会で審議する事項が直接の利害関係のある場合について、その議事に参与することができない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、文化スポーツ観光交流部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもつて充てる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ観光交流部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。